

井原市観光パンフレット広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、井原市観光協会（以下「当協会」という。）が作成する観光パンフレットに掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光パンフレットとは、当協会が作成する観光パンフレットをいう。
- (2) 広告掲載とは、広告媒体に民間事業者等の広告を掲載することをいう。
- (3) 広告主とは、広告媒体への広告掲載の決定を受けたものをいう。

(広告枠の規格等)

第3条 広告の掲載位置、掲載枠数、規格等は、別に定める。

(広告の掲載基準)

第4条 次の各号に該当し、又は該当するおそれがあると認められるものについては、当該広告を掲載できないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治活動又は宗教的活動に関するもの
- (5) 意見広告又は名刺広告に類するもの
- (6) 他を誹謗、中傷又は排除するもの
- (7) 児童又は青少年の健全育成に反するもの
- (8) 誇大な表現を含むもの、明示すべき事項を明示していないなど虚偽であるもの
- (9) 広告の内容が不明確であるもの
- (10) 広告主の名称が明示されていないなど、責任の所在が不明確であるもの
- (11) 不当な比較広告
- (12) 次のいずれかに該当する業種・事業者の広告
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
 - イ 消費者金融（貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する「貸金業」）
 - ウ ギャンブルに関わる業種
- (13) 第三者の肖像、商標、著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの
- (14) その他、掲載する広告として適当でないと当協会が認めるもの

(広告の募集等)

第5条 広告は、原則として井原観光当協会ホームページで公募するものとする。

2 募集対象業種は井原市内の宿泊施設、交通機関、旅行代理店、飲食、物販、体験型施設（弓道、座禅、写経等の伝統文化体験など）その他これらに類する観光関連事業者等とする。

3 募集は、広告枠を新たに設定したときに行うものとする。

4 当協会は、公募を行うにあたり、広告主となり得る者等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する者は、井原市観光パンフレット広告掲載申込書（様式第1号）により当協会に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 当協会は、前条の規定により申込みがあった場合は、第4条の規定に基づき審査を行い、その諾否を速やかに決定し、井原市観光パンフレット広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により広告掲載希望者に通知する。

2 第3条に定める枠数を超えて広告掲載の申込みがあった場合は、井原市に事業所、事務所等を有する法人、団体及び個人事業主による広告の中から、より井原市への観光客誘客、市特産物の販売促進、滞在時間の延長に伴う観光消費拡大につながるものを審査の上、決定することとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告原稿は広告主から提供された情報をもとに、当協会が作成するものとする。ただし、広告主が既に保有する広告原稿を活用する場合は、この限りでない。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、別に定める。

2 広告主は、広告掲載料を、当協会が指定する日までに一括納入するものとする。

(広告内容等の審査及び協議)

第10条 広告主は、広告の内容、デザイン等については、当協会の信用、信頼性等を損なうことのないように、事前に当協会と協議するものとする。

(広告内容等の変更の要請)

第11条 当協会は、広告の内容、デザイン等が法令に違反し、若しくはそのおそれがあり、又はこの要綱に抵触すると認めるときは、広告主に対して広告内容等の変更を求めることができる。

(広告内容等の変更の届出義務)

第 12 条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、井原市観光パンフレット広告申込内容変更届(様式第 3 号)により届け出のうえ、事前に当協会と協議を行うものとする。

- (1) 広告の掲載の申し込み後に広告の内容、デザイン等を差し替えるとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、井原市観光パンフレット広告掲載申込書(様式第 1 号)又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

(広告掲載の取消し)

第 13 条 当協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。この場合において、井原市観光パンフレット広告掲載(決定)取消通知書(様式第 4 号)により速やかに広告主に通知する。

- (1) 第 8 条第 1 項の規定により定められた期日までに広告原稿が提出されないとき。
- (2) 第 9 条第 2 項の規定により定められた期日までに広告掲載料が支払われなかったとき。
- (3) 第 4 条の規定に該当すると判断したとき。
- (4) 広告主が自己の都合により書面により、広告掲載の取下げを申し出たとき。

2 前項の規定に基づき広告の掲載を取り消したことに起因して当協会に損害が生じたときは、広告主がその賠償の責を負うものとする。

(広告掲載料の返還)

第 14 条 当協会は、原則として支払いを受けた広告掲載料を返還しないものとする。

(広告主の責務)

第 15 条 広告主は、広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、直接的又は間接的に生じたいかなる損害についても、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第 16 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、当協会と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 13 日から施行する。